

小田原市文化振興ビジョン推進委員会 第6回会議

1 日 時：平成28年8月24日（水） 10：00～12：00

2 場 所：小田原市役所 602 会議室

3 出席者

(1) 委員（10名）

水田委員長、鬼木副委員長、石田委員、中根委員、萩原委員、関口委員、木村委員
片桐委員、高橋委員、深野委員

鬼木副委員長 11時55分退席

(2) 行政（9名）

関野文化部長、文化部副部長、文化政策課長、石川文化政策課長、砂川専門監、
諏訪部文化政策係長、湯川芸術文化創造係長、酒井主査、堀井主任

4 傍聴者 0名

5 会議の概要

(1)(仮称)小田原市文化条例素案に対する意見募集の結果について
事務局より、資料「(仮称)小田原市文化条例素案に対する市民意見の募集結果について」
に基づき説明

事務局より、6月議会の厚生文教常任委員会の際の市議の声について報告

【副委員長】

パブコメの件数がこれだけ寄せられたのは良かった。厳しい意見にこそ耳を傾けるべきである。私が一番厳しい意見だと感じたのは、(5)の27についてである。自治の対極の思想だというご指摘をいただいている。この方のご懸念に対して、私としては、市民の活動を守るためにこそ条例が必要であるとお返事していきたいと思うし、自発的な市民による自治を守るために条例を作るということをアピールできれば良いと思う。

また、(8)の67についても先ほどのご意見と近いものがある。評価を受けるというところで、市民主体のはずが、委員会の下部組織のように受け取られるというご指摘をいただいている。この方の懸念されていることに対しては、市民の自由な発想を市がサポートしていくことを委員会が見守る立場、むしろ市民の自由な活動を守る制度だとお返事していけばいいのかなと思う。

(4)の22に「行政が『私たち市民』という言葉を使用することに違和感を感じる。」とあるが、小田原市民憲章でも「私たちは」という言葉を使っている。「私たちは先人の遺

した文化を誇りにし」と小田原市民憲章に既に触れており、市民憲章を受け継いでいるという言い方もできるのではないか。

【委員長】

条例に伴う「縛られ感」に対する反発が強いと感じる。一方で、素直に受け取ってくださっている方もいる。その方のこれまでの経験や市との関係にも寄ると感じている。

【委員 A】

27 の自治とは対極の思考であるというところに非常に引っかかる。むしろ文化条例を制定するからこそ、文化、芸術が自由でいられる。戦時下では文化人が追い込まれる。権力を持つ人がそういう発想になってしまうとどうにもならない。条例が、市民が自由に活動していいんだよというものを保障するものだというのが伝わっていないのは、表現の仕方を工夫しなければならないのだと思う。逆に受け止められてしまっているのは、表現の仕方にあるのかと感じる。

【委員 B】

(例として)豊臣秀吉が頭の中にある文化と違うものを出されると、権力で弾圧していた。こういう姿勢があってはいけない。この条例こそ守る砦になるのにと考えた。

【委員長】

文化という定義、芸術との関係が指摘されている。文化に重点を置いて書いているからだと思うが、そういう観点から読むと芸術についてあまり触れられていないと感じる。

【委員 C】

79 件、47 人はたいへん多くの方からご意見をいただいたが、市で実施したパブコメにおいて、(意見数で比較した際に)どんなポジションにあるのか。

【文化政策係長】

ほとんどが 0 件や 1 件や 2 件であり、今回のパブコメでは比較的多くのご意見をいただいたパブリックコメントであると言える。

【委員 C】

A、B、C、D の区分の C について、「今後の検討のために参考とするもの」について確認したい。A は反映する、B と C の区分が分かりにくいと感じる。C に「今後」とあるが、条例に反映されているものと、されていないものがある。

小田原市民憲章の話があったが、文化条例の中に命に関してどこにも触れられていない

ことが気になる。命を大切にす、守るとい、文化を推進するためのもう一つ下がったベースにあるものではないかと思う。どこかで入れていただければと思う。

【委員長】

A、B、C、Dの区分についての表現は、パターン化しているのか。

【文化政策係長】

こちらは、パターン化しているものである。確かにご指摘のとおり、今後の検討で、確かにAとCが混同しているかもしれない。

条例には反映しないけれども、今後の計画や事業の中で参考にさせていただくという意味と混同しているかもしれない。

【委員長】

AとBの表現に「政策」という言葉を使っているため、混乱が生じるのかもしれない。

Cは、今後の計画や事業で具体化するときに参考にするというものにした方がよいのではないか。

【委員C】

区分Aではないが、文章の中で既に変更取り入れられている意見としては、9番、11番、12番、13番、15番、16番、18番、20番、23番、70番である。その中で、今後と言いながら取り込まれているものもあり、本当に今後という位置づけで整理されているものもある。

ご意見をいただいた中で、文化条例に反映しましたよ、という整理をしていただければと思う。

【委員長】

条例という表現に変えた方が分かりやすいと思う。

【文化政策係長】

区分については、そのように整理したいと思う。

【委員長】

他に意見はないか。

【委員D】

それぞれに伝えたいことがあり、偏ってしまっているところもあると感じる。市民の役

割というところは、柔らかい言葉に言い換えればいいのではないか。70 番の文化振興の推進体制に関することについて、上から目線な感じに思われてしまったのだろうか。

条例を作ることでみんなの活動を守っていくということをうまく盛り込めたらと思う。

【委員 E】

これほど関心をいただいたことに驚いている。色々な意見の中で、それぞれの方の主観なので、あまり真剣に受け止めすぎると整理が難しいのではないか。

ただ、行政が逃げている訳ではなく、考えているや検討しているとして回答をする方がよいのではないか。意見を受け入れますという姿勢を示していると感じている。市の考えについては、なるほどと感じている。

【委員長】

パブコメをやってよかったなと感じている。お互いの理解が深まったのではないかとと思う。

【委員 F】

市民の捉え方はいろんな捉え方があるので、市民の捉え方にとらわれ過ぎないようにしたほうがよい。地域の側では、人が減ってくる、何かをやるうにもできないという状況で、文化条例ができれば、行政がやってくれるのかと期待する方がいる。何でも行政がやるということではないと説明しても行政から金が出ると思っている人がいる。

行政が見てくれているのかなという大まかな話はでている。今まで通り自由にやるんだよと説明している。小田原市としての大きな枠を作っていると捉えている。パブコメの意見に振り回されない方がよいと思う。

【委員長】

かなり鷹揚に受け止めている。規制するのではなく、守るものであるということを知ってほしいと思う。

【委員 E】

パブコメの方たちは構えている。私たちは構えてはいけないと思う。

【委員 G】

文化の定義は年代もプロフェッショナルな感覚でひとつに絞るのは難しいと感じる。自治会で条例をやっているとかみついてくる人もいる。条例を作ったって一緒じゃないかと言われる。意見として聞くと、面白いものもあり、好き放題言っていて、お祭りを活性化しろという話になったりする。

子ども会がなくなり、子どもが 100 人いても参加するのは 5 人といった状況の中で、文化についてちゃんと見てくれている状況ではない、でもお祭りに参加すると楽しんで継承しようとする姿が見えて、温かいものを感じる。人間関係があってこそ繋がっていくものだと感じる。

色んな方たちから見ると不安なのだと感じていて、文化という見えないものをどう示すかが、課題になっていると思う。

お城がきれいになって、文化がはっきりした。今の価値観で見る方たちの視点にあわせて、視覚的なものも入れて、文化をじっくり育てていくとか時代に合わせてやっていったほうがいいと感じた。

【委員 B】

印象として、皆さんが文化条例についてよく説明しなければいけないし、知っていただかないといけないなと感じた。パネルディスカッションを公開で、文化条例の案が出来た段階で皆さんに周知する努力も必要だと感じる。そう素直に考えると、思っていることをわかってもらうという姿勢が必要なのだと思った。

【委員長】

そのような考えもあるのか。

【文化政策係長】

条例の予定では 12 月議会なので、スタートするのは 4 月なので、1 月～3 月までの間にシンポジウムや説明資料を作成する機会を作る予定である。

【委員長】

その際は、主要な質問をワンキャッチで説明した方が良いと思う。

【委員 A】

小田原文化レポーターで、小田原城でポケモン GO! をしたというレポートがあった。小田原城の蓮を見つけたという発見があって、翌日観に行ったら大賀ハスだということも分かったというものだった。ポケモン GO を例にすると規制するのは簡単だが、広がりも見なければいけない、可能性を感じるレポートだった。いかにも文化らしいと感じたので、ぜひ読んでいただきたい。

【委員 C】

2 時～3 時くらいローカル条例のバラエティ番組があった。100 歳になったら金メダルをあげる条例やお城条例が 6 か所あると言ったものだった。

番組を見て、文化条例を決めること自体意味があると感じた。神奈川の範囲で文化条例を制定しているところを集めてパネルディスカッションをするのも面白いと思う。中身の論議は色々あるのだが、文化条例があること自体意味がある事なのだとすることを伝えたい。

文化というモノが小田原にとって非常に重たい位置づけだということを外にも中にも発信していった方がよいのではないか。

【委員長】

神奈川県内で条例を制定しているのは何市か。

【文化政策係長】

5市ほどだったと思う。

【委員 H】

実は少し皆さんと受け止め方が異なっている。大学は第三者評価を受ける時代、外部の意見を受け止める仕組みから逃げられない。読みながら、やはりこういう受け止め方をしている人達がいるんだということを真摯に受け止めなければならない。

外に対しては、一定の回答を出していかなければならないし、出し方も気を付けないといけないと思っている。

パブコメを読んでから、文化条例案を読むと、なるほどと思うことがあった。小田原市民は、まちの歴史や文化に誇りを持っていると常々思っている。パブコメでこういった意見が出てきたということは、何かが文章の中に匂ってしまったのではないかと思う。

何で、委員会が上位概念ではないかと意見が出ている。特に、67番や73番の意見をみると、そのように感じてしまったのだと思った。もしかしたら語順を変えることで解決できるかもしれないし、ほんの少しの言い回しを変えれば解決できることであるかもしれない。

けれども、こうした意見を真摯に受け止めて検討していかなければならないと思う。それからもう一つ文化の定義については、文化は定義できないし、定義する必要はないが、文化、芸術、創造といった言葉づかいに統一感がないのは確かなので、ここの整理はもっと慎重にしなければならない。

どうしてみんな理解してくれないのか、と感じるが、そういうものである。文化に係る仕事は理解されにくい。数字で、0.3が0.8に上がりましたと言えば分かりやすいが、明確な根拠のある世界ではないし、文化は説明すればするほどわかりにくくなるという性質があると感じている。

もう一つ言うと、論文を読んでくれる人は積極的に理解しようとしてくれる人であって、論文に書いてあるはずのことが十分に理解されないのは、悪い論文だと言える。

まず、タイトルがきちんとメッセージ性をもっていないといけない。その論文が、どう

いう論文なのか、タイトルを見ればわかる。

それ一つ一つに論旨の積み立てがあれば、論文の形になる。果たしてこれがそうになっているのか、見直しの必要があると思うのだが、今ならばまだ立ち止まれる。

パブコメに対しては、そういう風に思ってしまったのかと残念な思いもありつつ、そう思われたいためにはどうしたらいいのかを考えなければならない。重要な所だけでも、皆がそうってしまったという大きな意見だけでも、そこはきちんと解決したほうがいいと思っている。

一つは、芸術文化と文化芸術という言葉の捉え方の整理と、もう一つは、市民が主体なのかとうことをどうフォーカスしていくかということである。

【委員長】

大きく分けると、そのことと審議会のことも併せて3つになると思う。

(2)(仮称)小田原市文化条例(案)について及び(3)条例に基づく推進体制について

事務局より、資料「小田原市文化条例(案)」及び「条例の基づく推進体制について」に基づき説明

【副委員長】

前文5段落目の「このまちの記憶ともいえる」というのは、そのあとの文章ともかぶってしまっているのと、定義のように言っているのでは、なくてもいいかなと思う。

6段落目の3行目にある「文化創造により新しい地域…」の「創造」も引かかるので、単に「文化による」という表現で良いのではないかと。6段落目の3行目にある「地域の新しい繋がりを生み出す」というのと、「様々な社会的課題」を繋げる間に「価値の創造」みたいな言葉を間に挟みたい気がする。

「地域の新しい繋がりを生み出す」という交流やネットワーク作りというところも大事だが、文化とは新しい価値を生み出すというものだという表現が前文にないと思う。

創造という言葉もそうだが、創造は新しいものを作り出すという感じだが、今あるものに価値を見出すのも価値なので、価値を見出すといった言葉がここに入っていれば、文化の意味が伝わると思う。それから、目的の第1条のところだが、1行目で「市民及び市の役割」とあり、「市民の役割」と言っているの、ここを何とかしないといけないと思っている。

「この条例は市民が主体となる文化の振興に関し」と最初に言って、市民の役割をやめて、「基本理念」の後の「市民及び」のところを切ってしまうのはどうか。それで文章が通るのかどうかは心配だ。

2行目から3行目にかけての「市民とともに」という表現も、前の文章とのつながりが

どうなのかなと思うので、「市民とともに」は、いらないのかなと思う。

2ページ目の第2条第3項の「市民一人ひとりの自主性～多様性を尊重する」というところで、市民同士がお互いに尊重するという意味が本当はほしい。お互いの活動を尊重するという意味合いがあってもいい。

第2条第4項のところの文章の「循環」をとって、「小田原に豊かな文化と私たち市民によって創られた文化であり、その文化によって小田原の市民が育まれることを認識し」とした方が合っていると思った。

また、第3条は、役割を取ってしまうと、「～ことができる。」という締めになっているのだが、ちょっと弱いという印象である。本当は、「担い手となる」までで切りたいと思うが、「～ことができる。」で本当にこの条例の意味が通じるかと不安が残るところである。

第7条の推進体制のところであるが、市長は文化の振興に当たり...と、そういった趣旨で作っているのだが、市民の活動に介入しているのではないかというご意見に対して、この審議会が文化全般の意見を言っているみたいに思われないようにするには、文化の振興の「施策」に対しというように審議会の権限を絞っていた方がよいのではないか。文化活動全般に対して意見を言っていくわけではないことを言った方がよいと思う。

別紙の「条例の基づく推進体制について」、最低でも市の大きい丸の横にパブコメなどをして意見募集するという形で、市民という枠を加えた方がよい。

【委員長】

市民主体だということはどこで謳うかによって前段の構成は違ってくる。

あと、文化に関しては丁寧に説明しているが、芸術文化に関する説明があまりない。芸術文化という定義なしに、言葉がでてくる。

【副委員長】

第4条のところに、「文化の振興及び文化芸術の創造に資する」と分けて書いている。

【委員長】

ここでは、「文化芸術」となっている。

【副委員長】

整理しなければならない表現である。

【委員長】

1点、第3条の「市民による文化の継承と創造」というタイトルを「役割」から直したところは、みなさんどう思うのか。ものすごく印象が変わったと感じた。

【副委員長】

タイトルを「文化の継承と創造」という言葉に「役割」という言葉を外して変えたというのは、いいと思うが、(前述のとおり)表現が弱いと感じる。

【委員長】

「市民」の部分はどうするか、ということに論点を絞って考えてみたい。

【委員 C】

その前に、パブコメを受けながら整理したと思うが、何番を活かして条例を整理したという説明がほしい。公文書の中で、パブコメのこの部分を反映して変えたと、次回そういう整理をしてほしいと思う。

Cでも反映されているものもあるので、A、B、C、Dに拘らず、意見を受けて、こうなったというのが分かるといい。パブコメを受けて、変えたところは、AやBにした方が良くと思う。

【委員長】

パブコメの意見を受けて、変えたところはAにするべきではないか。

【文化政策係長】

そのようにしたいと思う。具体的に変えたところはAとし、今後の参考にするものについてはCとする。

【委員 A】

第3条が、読んでいて、分かりにくい文章だなと感じる。分かっているつもりで読んでみると何となく流れてしまうが、ここで3つのことを言っている。

「文化に触れることで、自らの生活を豊かにすること」、「基本理念を理解して、小田原の文化を守り育てること」、「自らそれを継承し、創造し、及び発信する担い手となること」と言っているので、3つに分けた方がわかりやすいと思う。

例えば「市民は、文化に触れることで、自らの生活を豊かにすることができる。」、「そして、前条に定める基本理念の理解のもと、一人ひとりが小田原の文化を守り育てることを認識」「すべきだ。」や「する。」などとして、「自らそれを継承し、創造し、及び発信する担い手となっていく。」みたいな。そんな風に分けて書いた方がわかりやすいと思うし、言いたいことが伝わると思う。

【委員長】

そのように分けて書いた方が、バランスが良くなると思う。

【委員 A】

第3条は、概念を伝えたいので、このような書き方になっていると思うが、最初に読んだことを忘れてしまうような文章である。ちょっと書き方を工夫するだけで、良いと思う。読む気にならないというパブリックコメントがあったので。

【委員長】

すごく読みやすいと思う。条例は、市民を守るという一番重要な主張を、先ほどの話で言うと根本的に変えるというよりは、第1条と第3条を構造や構成を変えずに書き換えるということとする。

【委員 H】

「文化の振興」をどう使うかと整理すると、市民が何かをおしつけられると感じてしまった意識を取り除けるかもしれない。

その前に、前文の下から2段落目の2つ目の文章「文化を振興することで、すべての人と寄り添い」の主語は誰か。

たぶん、それが、私たちではないと思う人もいるし、市だと思える人もいるだろう。ここで、私たち市民が主語だと明確に認識できるだろうか。

私たち市民が文化を振興するということを念頭に置いて、そのまま、「推進体制」第7条を読むと、あるいは第6条を読むと、その文化の振興をする担い手である市民に対して、審議会はどういう位置づけにあるかということが透けて見えてしまう。

そうすると第7条の市長は～を読むと、では、文化の振興をする市民に審議会から意見を言われてしまうのかなと感じて、心の奥底に不安としてにじみ出てきたのが、意見として出てきてしまった理由、ベースなのではないかと感じた。

文化の振興を市民がするという言葉づかいは、これでいいのかと考えた方がよい。文化の振興は誰がするのか、それを市民がやるとはどういうことなのか、という整理がないと、払拭できない不安である。

それともう一つ、第2条の第2項、ここは「伝統文化、なりわい文化、生活文化」そして、ここが「芸術」となっていて、その前のところでは、「芸術文化」となっている。「芸術」の次の「創造」と「文化芸術」の次の「創造」は、ちょっとためられるのも分かるが、これらの言葉の整理が必要である。様々な言葉を使えば使うほど、その言葉に対する説明が必要となるので、いろんな言葉を使わないというテクニックも必要である。

「文化」、それから「伝統文化、なりわい文化、生活文化」は使うとして、あとは、「文化芸術」をどうやって使うくらいにしてはどうか。その整理をするべきである。その時に「継承」と「創造」と「振興」とどういう言葉を繋げるのか、結論にするのかということ常を意識した方がよい。文化を継承し創造し、では振興するのは誰なのか、となった

ときに、第3条のタイトルが変わる可能性も出てくる。

文化の振興は、私たち市民がやるものなのか、誰がやるものなのか、とうい認識を一つにした方がよい。

あとは、市の責務、第4のところは、句点があった方がいいと思う。

【委員長】

今のお話は振興という言葉がどれくらいの内容を含んでいて、誰がやるものなのかということを確認すれば、全体の言葉などが整理されてくるという言葉と受け止めてよいのか。

【委員 H】

誰が振興するという風に定義する必要は、ないと思うが、それが分かった上で言葉を使っていくと整理されるということである。

【委員 A】

確かに、この文章は、主体が市民なのか、市なのかが、揺れ動く文章である。

そのため、推進体制も市の推進体制であって、市民のものではない。別添の「条例の基づく推進体制について」は、市民がどこにいるのか分からない。

市の役割を具体的に示して、文化条例がどう機能していくのかわかる図が必要である。市民と協働して提案するものもどこにあるのか分かりにくい、市民が主体になって文化活動を行っていく別の図がほしい。

市が黒子であり、場づくりの役割でありという、サポートの役割であるという、市民が主体のトーンで統一した方がよいと思う。

【委員長】

どちらかというところの「条例に基づく推進体制について」の絵は、審議会がどういう役割をするかにポイントを置いた書き方になっている。

【文化政策係長】

審議会が何をするかというのを表している。

【委員長】

計画策定の時におっしゃったパブコメなり、提案型の事業など、そういったことは条例の推進体制の重要な要素である。それは、次のステップで出てくる話という整理なのかもしれないが、先ほどの皆さんの話の中から、そこが一番気になるのかもしれない。今後どう活かされていくのか。

【委員 C】

元々、その話が出てきたのは、いざ作ったものをどうやってメンテナンスするかという話から出てきたものである。例えば、市立病院や市民会館ができて、そのあとのメンテナンスをどうするか。最初の文化セミナーのところで、管理士の方が講師で、だいたいハードで作った1割をメンテナンスにかかる覚悟がないとダメだよという話があった。そういうメンテナンスのために審議会がでてきた。その原点に戻って、どんな風にやったものなのか公開できる形で、きちんとメンテナンスしていると示すという意味だと思う。

一番の原点は、条例を作りっぱなしではなく、どういう風にメンテナンスをして、守っていくかということだと思う。そういった観点で整理をしていただけたらと思う。

【委員長】

市の審議会の設置は、別の条例で設置するのか。そこでは、審議会は、こういった役割を担うと言ったことが書かれるのか。

【文化政策係長】

審議会のことだけで、役割については書かれない。

【委員長】

条例の作り方として、設置は、市でするとして、文化振興審議会がこういう役割を果たすという書き方をする場合があるが、この場合は、逆にあるものとみて、それに対して、市長なりが何の役割を求めるといって全体像が見えない、どういう位置づけになるのかわからないともいえる。

【文化政策係長】

今ある委員会の附属機関の設置条例ということで、市長の諮問によって文化振興に関することを調査します、と言ったことが書かれている。今ある委員会の名前と役割を少し変えるという手続きになる。また、規則があって、委員をどう選んで、何人にするといった規則が書かれている。

【委員長】

審議会と市民の関係が、この中で分からない。

パブコメでも自薦はあり得るのかといった意見があったが、公募委員を入れるとなるとあり得るということになると、実際は、審議会に市民も入って一緒にやっていくものというのが見えるといいのかもしれない。文化振興全体のことに對して意見を言っていくとい

うよりは、市の仕事、市長の仕事、施策部分に対して意見を言うチェック機関であるという役割と組織が見えてくると印象が違ふのかもしれない。

今の市民主体だということはどうするかということに対し議論があった。振興という言葉の主語をよく考えて整理をする中で整理されていくと思う。

【委員 A】

条例のタイトルを小田原市民文化条例というと市民のための条例というようにイメージが変わると思う。

小田原市民のための文化条例ということになる。

【委員長】

4つくらいに絞った時期があったが、どうか。

【文化政策係長】

実を言うと、(仮称)小田原市文化条例とパブリックコメントでは書かせていただいている。また、「振興」をどうするのかという話があり、文化振興条例にはしたくないということもあり、今回「文化条例」でどうかと提案しようと思っていた。

しかし、今のご議論を聞くと「文化条例」では、さらに分かりにくいものになってしまうと感じたので、これについては、検討し直さなければならない。

ただ、色々ご意見いただいた「市民」を入れるといったご意見や、「私たちが作る」や「未来に向けた」という言葉を入れる条例名は、この前の議会の状況などを踏まえるとご理解いただくのが難しいということがあり、「文化条例」ではどうかと思っていたが、ご議論の中で、文化や市民という言葉はどうするのかということを考えて、ご提案し直したいと思う。

【委員長】

変わった名称にすると基本の議論からずれてしまうのか。

【文化政策課長】

確かに、何でこのようなタイトルにしたのかという議論になってしまうこともある。

【委員長】

議会でありがちなことであるが、結構きちんとした議論が重ねられてきているので、名称について議論するという事は、中身についても議論することにもなるので、名称も中身の議論とセットで見直していくこととしたい。

審議会の部分に関しても何が問題かが明確になったので、書き方やタイトルについて少

し工夫してもらいたい。

芸術文化についてもあまりいろいろ使わない方がよいとなったが、その言葉を整理するだけで、敢えて書かなくてもよいか。

先ほど、議論の中で、第2条の第2項で「芸術」ということを使わず、「芸術文化」とした方がよいとなった。また、第4条だけ「文化芸術」の創造と使っていることに対して、意味としては、「文化」と「芸術」と全体を指しているのので、「芸術文化」と入れ替えてはいけないということになる。

【委員 H】

確かにそこは限定しない方がよい。使ってきた言葉を使えばよいのではないかと思う。その前は文化の振興になっていて、次は文化芸術となっている。

【委員長】

振興という中身がどこまで含まれるのかによって、「文化芸術の創造」が必要なくなる。ただし、芸術文化を敢えてもう少しはっきり書くとすると、もう一つ言葉が必要になってくるかもしれない。

【副委員長】

第5条「文化芸術を鑑賞し」というのは、芸術文化創造センターとの絡みになってくると思うので、この第5条の第1項はすごく重要だと思うが、ここで「文化芸術を鑑賞し」というのが、今まで書かれていないので、使うのが難しい。

【委員長】

幅広いので、センターだけに絞っていると読まれないようにしないといけない。相当まだ手直しが必要である。

【文化政策係長】

確かに第5条のところは、芸術文化創造センターとは書いていないけれども、これはそうであると心の中で思っているところなので、残しておきたいところである。

【副委員長】

芸術文化創造センターという名称だったか。こちらは、「芸術文化」という言葉なのか。

【委員 G】

「芸術文化」という言葉は変えないのか。

【文化政策係長】

その言葉は変えないと思う。

【委員長】

芸術文化であっても芸文センターの中だけのものではない。

【委員 H】

その前に、文化に親しむ機会と非常に広く言っている文があるので、「芸術文化」でよいのではないか。

第4条の「文化芸術の振興」というところも、とってしまうか、何か芸術文化にするような文言にするか、芸術文化の創造という言う必要があるかと考えると、とってしまうもありではないか。少し考える必要があるが、そうすると「文化芸術」がなくなるので、「文化」と、「芸術文化」に絞れる。そこで、述語に「創造」なのか、「継承」なのか、「振興」なのかということはどう概念として整理していくかということで、かなりトーンが整理できると思う。その時必ず、市が主語なのか、市民も主語なのか、市民が主語なのか。主語、述語、何をということをもうまく整理できれば、不安がなくなると思う。

(副委員長退席)

【委員長】

「振興」というのが一番大きい広い言葉になって、その中に「継承」と「創造」と「発信」が入るということか。

【委員 H】

「市民が文化を発信する」というのが、どうもすっと入ってこない。市民が振興するのか。そうすると、文化振興審議会である。施策に対して何か言うのが審議会である。

【委員長】

「振興」というと行政色である。

【委員 C】

例えば第6条の計画の策定のところで、「市長は」と書いているので、ここはまさに市の方が推進するという書き振りになってしまう。

【委員 H】

今まで市民がと言っていたのに、そういうことだったのかという風に読めてしまう。第

6条は、市民が主体で文化を振興するから、計画をこういう風に策定するという風に読めないという指摘だと思う。

【委員長】

文化振興は、市の施策であると考えて、市民は自らそれを継承し、創造し、及び発信し、文化の担い手になり、それを助けるのが文化振興であるという風に整理もできるが、これまで、両方に使ってきてしまっているのではないか。

【文化政策係長】

個人的な考えとして、市は振興すると思っている。市民は活動して、継承して、発信するものだと思う。

【委員長】

その場合、振興という言葉を使ってしまうと、いかにも役所側が旗振りをしているということになり、話が戻ってしまう。

【文化政策係長】

そうするとやはり文化振興条例というように、振興を使いたくないと言っているのに、市民が文化を振興すると言っているのは、矛盾であったと思う。

【委員 C】

市民の人が動きやすいようなインフラを作るというイメージを出したい。インフラの作るのはどこなのかと考えると、この流れで言うと、市がインフラを作らないが、その中で市民の人が縛られずに自由に動けるといえることができますよというのをどこで発信していくのか。

【委員 A】

この条例は、市が心を入れ替えてやるという姿勢ならそう徹してくれた方がすごくスッキリする。

【委員長】

ここで根本的に入れ替えることができないので、今まで議論してきたものを継承して、それぞれの立ち位置が明確にわかるようにして、その場合市民の自主的な活動を規制するものではない、支えるものなのだということが明確にわかるように言葉遣いや主語などを整理して行きたい。

構造的には変えなくて済むと思うので、重要なキーワードの整理と主語などを整理して

いってほしい。

【文化政策係長】

今日の議論で、言葉の整理や述語の整理をしていただいた。

【委員 C】

最後に命の話をどこかに入れられたらと考えた。前文の下から二つ目のパラグラフに「文化的環境の中でいのちを育み守り暮らす権利がありあす。」という文にしてはどうか。このようにすれば、他の所に影響がないと思う。

【委員長】

前回、災害のことも入れたと思う。

【委員 C】

災害もそうであるが、いのちがいかに大切かというのを盛り込んでほしい。

以上で議題は終了し、次回の日程を確認して会議は終了した。